

障害者虐待防止リーフレットの概要

障害者虐待防止リーフレットは、長崎県障害者権利擁護センター（長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター）が、障害者虐待について理解をしていただくために作成しました。

両面印刷のA4 サイズ一枚物を三つ折にして使用できるよう作成しています。

表紙

障害者虐待を防ぎましょう「障害者虐待防止法を知っていますか」と記載しています。

内表紙

あなたの通報が、早期発見・早期対応につながります。

障害者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談は、お住まいの市町にある「**障害者虐待防止センター（※裏面参照）**」へご連絡ください。

内面

障害者虐待とは

平成 24 年 10 月から、障害者虐待防止法（障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。

障害者虐待は、障害者の尊厳を脅かすものであり、障害者の自立や社会参加を妨げる行為です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、虐待の防止に取り組みましょう。

対象となる人とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人や、そのほかに心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で、援助を必要とする人が対象となります。

※障害者手帳を持っていない人も含まれます。

3種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

養護者によるもの

障害者の身の辺りの世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居している人による場合

障害者福祉施設従事者等によるもの

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員などによる場合

使用者によるもの

障害者を雇用している事業主などによる場合

障害者の虐待には5つのタイプがあります。

身体的虐待

殴る、蹴る、タバコの火を押し付ける、熱湯をかける。
戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縄などでしばる。
熱いものや辛いものをむりやり食べさせる。

性的虐待

性的暴力、性的行為を強要する。
性器や性交、ポルノ雑誌や映像をむりやり見せる。
障害者をポルノの被写体にする。

心理的虐待

「バカ」「アホ」などの言葉を浴びせる。
どなる、ののしる、悪口を言う。
無視やいやがらせによって精神的苦痛を与える。

放棄・放置

身辺の世話や介助をしない。食事を与えない。
衛生管理（入浴、着替え、掃除など）を怠る。
必要な治療や福祉サービスを受けさせない。

経済的虐待

本人の給料・年金などを渡さない。
日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
預貯金を本人の意思に反して使用する。

虐待のサインを見逃さないで

虐待をしている人が、そのことを自覚していなかったり、虐待されていても、本人が言えなかったりすることがあります。

虐待を早期発見するには、虐待のサインを見逃さないことが大切です。

そのためには、地域住民や家族会、障害者福祉施設や福祉サービス事業者、医療機関、警察、行政機関などが、連携・協力することが大切です。

裏面

長崎県内の各市町障害者虐待防止センターの一覧を載せています。

